

## 申8号「2018年10月運用改正」に関する緊急申し入れ（第1回交渉）その1

**第1項** 水戸支社が水戸地本に通知した「平成27年7月3日に交換した議事録確認の解約について」（平成30年7月20日付）における議事録確認の解約の取り扱いについては、否定すべき事象であり施策実施に向け真摯に議論をすること。

**A(会社)**・水戸支社から解約の通知を行った。議事録確認の解約は経緯を含んだものの、**否定すべき事象という考えはない。** **認識一致せず!**

・水戸の経緯をスタンダードにする考えはない。 **確認!**

**Q(組合)**・解約された議事録確認は10ページもの内容がある。特急一人乗務以外の部分については、水戸地本と支社で整理して締結していくのか。

**A**・通知した通いで、貴側との議論経過を踏まえ、改正内容については柔軟に検討する用意があり、合意に至れば、書面に取り纏(まと)めることは容(やぶさ)かではない。整理の仕方は水戸の労使で行うものだ。地本から提起があれば整理をしていく。

**Q**・議事録確認の整理の仕方以前に、このような通知によって整理されることは否定すべき事象と認識している。議事録確認の取り扱いは労使が合意に向けて責任を持って向き合い、合意のもとに整理することは変わらないことを確認したい。

**A**・了解。

**確認!**

**第2項** 常磐線特急列車の車掌乗務体制の見直しについては、関係する法令や規程に基づき「運転取り扱い」や「後方防護」の役割を全うし、安全・安定輸送を確保すること。

**冒頭**：列車防護係員としての後方防護の役割は変わらないことを **確認!**

**Q**・一人乗務では「後方防護」が遅れる場合が想定される。法令・規程に違反しないのか。明確な根拠はあるのか。

**A**・必ずしも最後部乗務員室にいななければならないとは明文化されていない。

**Q**・防護無線の片側受信、指令からの問い合わせに対応できない等もあるし、**速やかに後方防護が出来ないのは安全・安定輸送を確保するためにはリスクになる。**

・乗り組み体制が変化するならより安全性を高めて後方防護できる環境にすべきだ。

**A**・後方防護は努めて速やかに行うことは、過去も現在も変わりはない。

**リスクとは考えていない。** **認識一致せず!** 課題があれば解消していく。 **確認!**

**Q**・これまでより後方防護が速やかに行えないことが考えられるが、車掌の責任は問わないことを確認するが良いか。

**A**・最善の努力をしている認識である。結果に対して責任を追及する考えはない。 **確認!**

**Q**・安全・安定輸送は確保できるのか。

**A**・そのように認識している。

~その2に続く~